平成２８年（フ）第３８２号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１　泉佐野長滝住宅２―103
債務者　佐藤　良之
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
大阪府貝塚市橋本227番地１　出原方、住民票上の住所大阪府和泉市唐国町３丁目５番171号
債務者　浅井とみ子
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
大阪府貝塚市津田南町15番２号
債務者　山本　周治
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４０２号
大阪府和泉市繁和町１番１―508号
債務者　阪田美由紀（旧姓森内・中出）
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
沖縄県南城市佐敷字兼久74番地　ライフシャトーＫ　４階　501号室
債務者　山内　昌太
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２７３２号
大阪府八尾市跡部北の町２丁目４番５号久宝寺ヴィラ603号
債務者　田中千恵子（旧姓南）
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５６号
大阪市福島区鷺洲５丁目１番６号シルバーハイツ　パートⅠ　77号、前住所大阪市福島区福島８丁目21番２号アーバンコート福島505号
債務者　山本　大地
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９８９号
大阪市東淀川区豊新２丁目７番14号　203号
債務者　福島　和正
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９９０号
大阪市東淀川区豊新２丁目７番14号　203号
債務者　福島　君枝
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２６号
大阪市西区九条南２丁目27番21―906号
債務者　小松　廣興
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３９４号
大阪市都島区毛馬町１丁目10番１号　プチ・トリアノン毛馬　201号、前住所大阪市都島区中野町３丁目５番15号　技研オート２Ｆ
債務者　高月恵美子
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８３号
大阪市港区磯路２丁目12番１―513号
債務者　衣川　桂子
１　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１１号
北海道北斗市本郷２丁目４番６号
債務者　横山　紀子
１　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３８号
岩手県一関市大手町５番10号
債務者　伊藤　義彦
１　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第３９号
岩手県陸前高田市矢作町字木戸口２番地33
債務者　鈴木　義秀
１　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第４０号
岩手県一関市藤沢町砂子田字高田16番地
債務者　菊地　弘美（旧姓須東）
１　決定年月日時　平成28年９月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第４１号
岩手県一関市萩荘字西田148番地２　ヴェルデンスＦ102、前住所岩手県一関市萩荘字高梨北方８番地１　ハイムエスポワールＡ106
債務者　佐々木香織
１　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部